

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月
四日市市立羽津北小学校

はじめに

本校では、四日市市の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等を推進するため、これまでの取り組みや、今後大切にしていこう方針をまとめ、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめ発生時の基本的な対応図」や「学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのために、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、「いじめ」に該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も法が定義する「いじめ」には該当するが、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに丁寧に指導することなど柔軟な対応も必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

1 いじめの防止

本校では、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりに取り組んでいます。

また、集団の一員としての自覚や自信を育てることで、自己有用感を高め、互いを認め合える人間関係や学校風土の形成を目指しています。

(1) 「授業づくり」においては、

① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、少人数指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

(2) 「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

羽津中学校区学びの一体化の取り組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図ります。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

本校では、すべての児童が安心・安全に生活できる学級や学校づくりを目指しています。また、日々の授業や行事などにおいて、すべての児童が互いに高め合い、活躍できる場面を多く設定しています。さらに、人と関わる喜びを実感し、心の通

じ合うコミュニケーション能力を育むために、異年齢交流を行っています。

児童の主体的な活動を重要な取り組みと位置づけ、児童会や代表委員会を中心に、いじめのない学校づくりを推進しています。

あいさつ運動・なかよし班活動 など

2 いじめ防止啓発

- (1) 『いじめ』に関する指導の手引」を活用しています。
 - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) 市教委配付のいじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成の関連資料（「いじめと向き合う」など、生徒指導リーフシリーズを中心に）活用します。
- (5) 啓発活動の一環として、「いじめ防止啓発ポスター・標語」等を作成し、全校で意識の高揚を図ります。人権ポスター・作文にも取り組むよう呼びかけます。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ① いじめ・体罰等教育相談口（354-8169）
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
 - ② 特別支援教育・相談グループ（354-8285）
「四日市市登校サポートセンター（345-3350）」
 - ③ 北勢児童相談所（347-2030）
 - ④ 四日市市保健所保健予防課（352-0596）
 - ⑤ 四日市市人権センター（354-8610）
 - ⑥ 子ども発達支援課（354-8064）
 - ⑦ 青少年育成室（354-8247）
 - ⑧ 北勢少年サポートセンター（四日市南警察署内）（354-7867）
 - ⑨ こども家庭センター（354-8276）
 - ⑩ 四日市市共同参画センター「はもりあ四日市」（354-8331）
 - ⑪ 子どもの虐待防止ほっとラインよっかいち（353-5110）
 - ⑫ 三重県総合教育センター「いじめ電話相談（059-226-3779）」
 - ⑬ 子どもの人権110番（法務局・四日市人権擁護委員協議会）（0120-007-110）
 - ⑭ 24時間いじめ相談ダイヤル（0120-0-78310）

3 いじめの早期発見

いじめは、大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることがあります。そのため、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多く、些細な兆候であっても「いじめではないか」と疑いをもち、早い段階からの確に関わることが大切です。

いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを正しく認知できるよう努めています。

(1) 日常的な取り組み

① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記・作文・心の天気・STANDBYなども活用しています。

② 毎月、人権内容・自己有用感(自分と他者)を育てる内容の道徳授業を進めます。

③ いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をめざし、日常的に児童・保護者との対話に心がけています。

④ 管理職や教職員が校内を巡回して、いじめ防止対策を行っています。

(2) 毎学期に1回以上の「いじめ調査」と面談等を実施し、いじめの状況を把握しています。

(3) 3年生以上の児童に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。

(4) 教育相談を実施しています。

① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。

② 『「いじめ」に関する指導の手引』の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(5) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。

(6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。

(7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。

① メディアリテラシー等に関する教材を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。

② 教職員が「ネットモラル」の研修会に参加します。

③ 保護者へも「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会への参加を呼びかけます。

4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。

(2) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣し、問題解決に向けて支援を行います。緊急な被害児童の心のケアに対しては、スクールカウンセラーの派遣を教育委員会に依頼します。

いじめの内容に応じて法的対応を含んだ助言を得るためスクールロイヤーの派遣を要請します。

(3) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。いじめに関する通報

及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。また、迅速に事案に対応するために、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。

- (4) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (5) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (6) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながるについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (7) 重篤な事案については、教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (8) 学校だけで解決が難しい場合や犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に関係機関や警察に相談し、連携して対応します。
- (9) 以下の要件を満たした際には、いじめの解消とします。
 - ・いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している場合。(少なくとも3か月以上)
 - ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認した場合。

第2章 いじめ防止のための年間指導・対策計画

学校いじめ防止対策年間計画・いじめが起こった場合のフロー図 別紙

第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年部代表、生活指導担当、養護教諭、その他関係職員です。必要に応じて、主任児童委員やコミュニティースクール代表に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。また、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知もれがないか、確認します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生活指導委員会」「特別支援委員会」を活用します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年部代表、生活指導担当、校内特別支援コーディネーター、養護教諭、その他関係職員です。必要に応じて、主任児童委員やコミュニティースクール代表に参加を依頼します。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議します。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及びコミュニティースクールと協働します。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、羽津小学校、羽津中学校及び、近隣の小中学校と連携し、情報共有を行います。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員等と連携します。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第4章 保護者や児童への啓発

1 保護者へ

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有しています。そのため、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育み、心身の調和のとれた発達を促すことが求められます。

いじめに対する基本的な認識について学校と共通理解をもち、協力しながら「いじめをしない・させない」という意識や態度を育てていただくために、以下の事項を依頼します。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけること。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の方など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組むこと。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報すること。

2 児童へ

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めること。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するように努めること。

第5章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 四日市北警察署（生活安全課） | 3 6 6 - 0 1 1 0 |
| (2) 北勢少年サポートセンター | 3 5 4 - 7 8 6 7 |
| (3) 阿倉川交番 | 3 3 1 - 7 7 7 6 |

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) いじめ・体罰等教育相談窓口
- (3) 四日市市人権センター
- (4) こども家庭センター
- (5) 男女共同参画課
- (6) 北勢少年サポートセンター
- (7) 子どもの人権110番

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携しながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合

等を想定しています。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。